毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則　鳥取県収入証紙規則の一部改正
◇訓令　鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
◇告示　土地改良区の定款等変更認可
土地改良事業計画の変更認可
土地改良区の役員就任
土地改良事業計画の縦覧
公有水面埋立の追認
流行性脳炎予防注射の実施
馬傳染性貧血検査等の実施
◇教委告示　臨時教育委員会の招集
◇公安委告示　速度制限について

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西尾愛治

鳥取県規則第二十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四円」の下に「五円」を加え「七種」を「八種」に改める。

別表第二に次のひな形を加える。

五円　色　青　郡

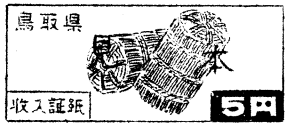

附則

この規則は昭和二十九年六月一日から施行する。

訓令

庁中一般
各　　辭
県　　金
　　庫

鳥取県訓令第六号

鳥取県収入証紙取扱細則（昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

様式第四号中

「十円　四円　枚　枚」を「十円　五円　四円　枚　枚　枚」に改める。

様式第八号中

「四円　一円」を「五円　四円　一円」に改める。

様式第九号中

「円円　四十」を「円円円　四五十」に改める。

附則

この訓令は、昭和二十九年六月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区の定款及び土地改良事業計画の変更について、昭和二十九年五月四日認可した。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、大宮村印賀土地改良区の土地改良事業計画の変更について、昭和二十九年五月四日認可した。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から、次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

日置谷土地改良区

理事　山本壽延　気高郡青谷町大字奥崎
〃　木村民藏　〃　大字善田
〃　中田玉平　〃　大字養郷
〃　田中紋藏　〃　大字善田
〃　中尾源藏　〃
〃　谷口義雄　〃　大字大坪
〃　中村林藏　〃　大字奥崎
〃　前田宗市　〃
〃　谷口政信　〃　大字藏内
〃　大西春美　〃　大字大坪
〃　片岡德太郎　〃　大字藏内
〃　広吉知晴　〃　大字大坪
〃　奥屋武　〃　大字奥崎
〃　赤穂義夫　〃　大字養郷
〃　石田晴夫　〃　大字藏内
〃　瀧下武夫　〃
〃　岡村正一　〃　大字大坪
〃　島尾政美　〃　大字奥崎
〃　中尾喜美穂　〃　大字養郷
〃　山根秀雄　〃　大字大坪
〃　村尾永一　〃　大字善田
監事　瀧慶藏　〃　大字藏内
〃　北島節　〃　大字養郷
〃　谷口節藏　〃　大字奥崎
〃　山根知二　〃　大字大坪

青谷町青谷土地改良区

監事　吉田武夫　気高郡青谷町大字青谷
日光村下大河原土地改良区
理事　野田正博　日野郡江府町大字大河原
〃　亀田八郎　〃
〃　藤原幸雄　〃
〃　野田高利　〃
〃　神庭栄　〃
〃　松島利太郎　〃
監事　野田要　〃
〃　神庭勳　〃
〃　永岡克己　〃

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、青谷町青谷土地改良区から土地改良事業計画の変更についての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西尾愛治

一　縦覧に供すべき書類の名称
　土地改良事業計画書の写
二　縦覧期間
　昭和二十九年五月十二日から同年五月三十一日まで
三　縦覧の場所
　気高郡青谷町役場
四　異議の申立
　利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条の規定により次のとおり公有水面の埋立を追認した。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西尾愛治

一　追認の場所及び面積
　鳥取市江津字外河原四七八番、五七一番の五、四八九番の一地先　二千二百八十九坪
一　追認の目的　耕地造成
一　追認を受けた者
　鳥取市江津六三九番六四〇番合併地
　関係代表者　田中稔
一　追認の日　昭和二十九年五月十一日

鳥取県告示第二百三十号

次のように流行性脳炎予防注射を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西尾愛治

一　実施の目的　流行性脳炎予防のため
二　実施の区域　別表のとおり
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　馬
四　実施の期日　別表のとおり
五　注射の方法　皮下注射
別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月十三日	西伯郡逢坂村	同上
〃	名和町（前の光徳村）	〃
〃十四日	〃（前の御来屋町）	〃
〃	〃（前の名和村）	〃
〃	〃（前の庄内村）	〃
〃十五日	〃所子村	〃
〃	〃大山村	〃
〃十七日	〃高麗村	〃
〃十八日	〃淀江町	〃
〃	〃宇田川村	〃

鳥取県告示第二百三十一号

次のように馬傳染性貧血検査及び炭疽予防注射、気腫疽

予防注射、豚コレラ予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬、牛、豚の所有者に対して検査又は予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

一　実施の目的　馬傳染性貧血、炭疽、気腫疽、豚コレラ予防のため

二　実施の区域　別表のとおり

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1　馬傳染性貧血検査―馬

2　炭疽予防注射―馬、牛、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

3　気腫疽予防注射―牛、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

4　豚コレラ予防注射―豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四　実施の期日　別表のとおり

五　検査、注射の別及びその方法

1　馬傳染性貧血検査―一般検査、赤血球数の計算、担鉄細胞の検出

2　炭疽予防注射―ベスレドカ法（皮内注射法）

3　気腫疽予防注射―皮下注射法

4　豚コレラ予防注射―クリスタルバイオレット予防液、皮下注射法

別　表

一　馬傳染性貧血検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月十四日	東伯郡上中山村	同上
十七日	〃　東伯町（前の下郷村 前の上郷村）	〃
十八日	〃　（前の浦安町）	〃
十九日	〃　関金町（前の南谷村）	〃
二十日	倉吉市（前の上小鴨村）	〃
二十一日	〃　（前の倉吉町）	〃
二十二日	〃　（前の上井町）	〃

二十三日	東伯郡赤碕町（前の赤碕町 前の安田村）	〃
二十四日	〃　（前の以西村）	〃
二十五日	〃　（前の成実村）	〃
二十六日	〃　下中山村	〃

二　炭疽予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月十四日	東伯郡赤碕町（前の赤碕町 前の安田村）	同上
十五日	〃　（前の以西村）	〃
十六日	〃　（前の成美村）	〃
十七日	〃　下中山村	〃

三　気腫疽予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月十八日	東伯郡関金町（前の矢送村）	同上
十九日	〃　（前の南谷村）	〃
二十日	倉吉市（前の上小鴨村 前の上北条村）	〃
二十一日	〃（前の倉吉町） 東伯郡中北条村	〃
二十二日	倉吉市（前の上井町）	〃

四　豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十四日	東伯郡由良町	同上
二十五日	〃　大誠村	〃
二十六日	〃　下北条村	〃
二十七日	〃　〃	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県教育委員会委員長　荻原治郎

一　日時　五月十二日　午前十時三十分

二　場所　鳥取県教育委員会会議室

三　議題　定例報告について
　　その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通取締法第六条の規定によつて次のとおり速度制限をする。

昭和二十九年五月十一日

鳥取県公安委員会

一　制限の場所

二級国道一七九号線八頭郡国英村大字釜口五九九番地地先から同地内一、三一八番地地先に至る五百メートルの間。

二　制限速度

毎時　二十キロメートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行　火、金

発行者　鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所